

令和8年度群馬県インバウンド向けコンテンツ創出業務 委託仕様書

1. 業務名

令和8年度群馬県インバウンド向けコンテンツ創出業務

2. 実施時期

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3. 業務の趣旨・目的

今後、国内旅行市場の縮小が見込まれる中、インバウンド需要の取り込みは地域観光産業の持続的な発展に向けた重要な課題となっている。

本業務は、群馬県に存在する多様で魅力的な観光資源や体験コンテンツを調査及び発掘、インバウンド需要に対応した形で磨き上げ・インバウンド受入体制整備を行うことで、訪日外国人旅行者の誘客を促進することを目的とする。

また、作成したコンテンツの利用促進を通じて来県者数および宿泊者数の増加、ならびに観光消費額の拡大を図り、その効果を地域のコンテンツ事業者のほか、宿泊業・飲食業・交通事業者等へ波及させることで、地域経済への幅広い波及効果を創出する。

これにより、観光消費の拡大と地域産業の収益向上を通じて、持続可能な観光産業の確立を図る。

4. 業務内容

(1) 業務全体概要

- ・ 県内の観光資源等を活用し、インバウンド向け体験コンテンツを作成すること。
- ・ ターゲットは欧米豪、台湾、中国、香港、タイ、シンガポール等の訪日外国人個人旅行者とする。
- ・ ターゲットの嗜好性を踏まえた、地域固有の観光資源を活用した体験性及びストーリー性を重視したコンテンツとすること。
- ・ コンテンツの作成及び磨き上げ、並びにインバウンド向け体験予約サイトへの掲載の一連の業務について、公益財団法人 群馬県観光物産国際協会（以下「県協会」）と連携の上、実施すること。
- ・ コンテンツの作成においては、適宜、地元市町村及び観光協会等と適切に連携すること。

(2) コンテンツの調査・発掘・選定

- ・ インバウンド旅行者の来訪実績や市場性、地域特性等に関する事前調査及びニーズ把握など、コンテンツ作成前の分析を行うこと。
- ・ 選定した各エリアにおいて、高付加価値コンテンツとして作成が見込まれる候補コンテンツを抽出すること。
- ・ 候補コンテンツの種類に偏りが生じないよう配慮し、四季を通じてまんべんなく体験できる構成とすることが望ましい。
- ・ 候補コンテンツの中から、インバウンド旅行者向けの商品作成が可能であ

り、外国人旅行者の受入れに向けたコンテンツの磨き上げに協力的な事業者を選定するとともに、独自性、実現可能性、収益性及び継続性等を踏まえ、県及び県協会と相談の上造成対象コンテンツを決定すること。

- ・ 過去に実施した県の調査・発掘等の準備事業において整理されたコンテンツについて、本業務において可能な限り活用すること。

(3) コンテンツの造成及び磨き上げ

- ・ 決定した造成対象コンテンツについて、インバウンド旅行者に対応したコンテンツへ磨き上げを行うとともに、英語等による案内整備や宿泊施設からの送迎手配など受入環境の整備等を通じて、インバウンド対応化を図ること。
- ・ 磨き上げを行ったコンテンツは、訪日外国人旅行者向け OTA (Viator、Klook、GetYourGuide 等) への掲載が可能となるよう、素材集として整理・取りまとめを行うこと。

(4) インバウンド向け体験予約サイトへの掲載及び販売に向けた支援等

- ・ 完成したコンテンツを訪日外国人旅行者向け OTA (Viator、Klook、GetYourGuide 等) へ掲載作業を実施し、適切に公開されていることを確認すること。
- ・ 造成したコンテンツについては、群馬県や県協会が設置する海外観光レップ (欧米豪) 等がプロモーション時に活用できる、多言語 (英、仏、簡体字、繁体字、タイ) に対応した販促資料 (タリフ、企画集等) を作成すること。
- ・ 掲載後の情報管理及び更新は県協会が主体となって実施することを想定し、受託者は県協会への運用引継ぎ及び必要な支援を行うこと。
- ・ 掲載後の自走化を目指し、事業者に対し各 OTA の運用方法及び管理方法に関する説明を実施すること。

(5) その他

- ・ 上記(1)～(4)に掲げる業務内容の他、委託費の範囲内において、群馬県、県協会、造成対象コンテンツの事業者等から要請された業務について、必要に応じて対応すること。
- ・ 本業務の目的達成に資する追加の施策があれば、自由提案すること。

5. 目標設定

- ・ インバウンド向け体験コンテンツを 10 本造成する。そのうち 2 本は高付加価値コンテンツを想定する。
- ・ 造成したコンテンツを訪日外国人旅行者向け OTA に掲載するとともに、その後の運用支援を行う。
- ・ 多言語 (英、仏、簡体字、繁体字、タイ) 対応の販促資料 (タリフ、企画集等) を作成する。

6. 業務スケジュール

- ・ 令和8年7月
～令和9年2月 コンテンツの調査・発掘・選定、造成・磨き上げ
- ・ 令和9年3月 インバウンド向け体験予約サイトへの掲載

7. 再委託の可否

- ・ 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で群馬県が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができる。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8. 著作権等の取扱い

- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、群馬県に帰属する。
- ・ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

9. 成果物の提出

(1) 提出物

以下の内容を含む本業務実施報告書の電子データ

- ① 業務実施概要
- ② 本業務に使用したデザインデータ一式（ファイル形式：PDF 及び AI）
- ③ 販促資料（ファイル形式：PDF 及び AI）
- ④ その他、本業務により発生した成果物

(2) 提出場所

〒 371-8570 群馬県前橋市大手町 1- 1- 1

群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課インバウンド・誘客促進係

(3) 提出期限

令和9年3月19日（金）

10. その他留意事項

- (1) 受託者は、委託業務の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを群馬県に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、群馬県と密に連絡を取るとともに適宜進捗状況を報告し確認を得て、その内容を遵守すること。
- (3) 業務の実施内容については、群馬県と十分調整を行うこと。
- (4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権

- は、群馬県が保有するものとする。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
 - (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により群馬県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うこと。
 - (8) 受託者は、本業務にあたり、群馬県や関係行政機関等との打合せに際して、必要に応じて出席し、表示内容等について説明等を行うこと。これに係る資料について群馬県から依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。
 - (9) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、すべて契約金額に含めるものとする。
 - (10) 委託契約に当たり、契約書及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく群馬県と協議を行うこと。
 - (11) 本業務は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用したものであり、業務で使用した帳票類は翌年度から5年間保管すること。

以 上